


運賃の適用方法

	対象のお客様	運賃額
大人	中学生以上のお客様	大人運賃
小児	小学生以下のお客様	小児運賃（大人運賃の半額） （5円の端数は10円単位に切り上げ）
幼児	1歳以上の未就学児のお客様	無賃（大人運賃または小児運賃をお支払いするお客様が同伴の場合、1名まで）
乳児	1歳未満のお客様	無賃

【小人・幼児の運賃について】

① 6才以上の小人が、 1才以上6才未満の幼児1人を同伴する場合	② 1才以上6才未満の幼児が2人乗った場合	③ 大人1人が、1才以上6才未満の幼児1人と乳児を同伴する場合	④ 大人1人が、1才以上6才未満の幼児2人を同伴する場合
 小人 幼児	 幼児 幼児	 乳児 大人 幼児	 幼児 大人 幼児
小人運賃1人分	小人運賃2人分	大人運賃1人分	大人運賃1人分と小人運賃1人分

【身体障害者手帳・療育者手帳・精神障害者手帳をお持ちのお客様への割引】

手帳の種類		運賃（現金・ICカード）		定期券		フリー乗車券	
		本人	介護者	本人	介護者	本人	介護者
身体・知的障害者	1種	5割引	1名様に限り5割引	3割引	割引なし	5割引	1名様に限り5割引
	1種以外	5割引	割引なし	3割引	割引なし	5割引	割引なし
精神障害者	1級	5割引	1名様に限り5割引	3割引	割引なし	5割引	1名様に限り5割引
	一級以外	5割引	割引なし	3割引	割引なし	5割引	割引なし

※割引を受ける場合は、運賃を支払う際、乗務員へ手帳（写真、有効期限、種別・等級）をお見せください。

※いずれの場合も5円の端数は切り上げます。

※精神障害者保健福祉手帳は有効期限が切れている場合は、割引適用致しません。

※精神障害者保健福祉手帳は、高速バスの割引対象外です。

※小児障害者のフリー乗車券の割引きはありません。

【障がい者定期券の発行・更新について】

◆発行に必要なもの

- ・各種手帳・nimoca(お持ちの方)

※代理人の方が発行される場合

申込者の各種手帳、代理人の方の公的証明書、委任状または申込者との続柄がわかる公的証明書を
確認できた場合のみ発行いたします。

※付き添いの方の定期乗車券は、手帳をお持ちの方と購入区間および有効期限が同一で、同時に購入する場合のみ発行します。

◆更新に必要なもの

- ・各種手帳・ご利用中のnimoca

【障がい者用nimocaカードについて】

●nimocaエリアのみで自動的に割引運賃で精算できます。

※障がい者用nimocaは相互利用の対象ではないため、他社エリアではご利用できません。

●申込時に、**身体障がい者手帳もしくは療育手帳、精神障がい者保険福祉手帳の掲示**が必要です。

●記名のご本人のみ利用可能で、発行は1枚までです。

●係員が手帳の呈示を求めることがございます。バスで介護者の方の精算を行う場合は、手帳を呈示し、乗務員へお申し出ください。

●初回購入時は、次々回の誕生日が有効期限ですが、以降は毎年誕生日の更新が必要です。

●精神障がい者保健福祉手帳には有効期限があります。

精神障がい者用nimoca定期券は、手帳の有効期限を超えた期間まで発行できますが、
手帳の更新をしなかった場合は有効期限以降の定期券は使えません。